

## ERIの構造Q&A

高さ60m以下の免震建築物を計画する場合、構造設計一級建築士の関与って必要ですよね？



いいえ、不要です。  
 高さ60m以下の免震建築物の場合は大臣認定取得にかかわらず法20条第1項第三号または第四号となるため、構造設計一級建築士の関与は不要なんです。なお、安全証明書の写しが必要になります。



### 【補足】

高さ60m以下の免震建築物が法20条第1項第三号又は第四号になることについて

免震建築物は、構造方法に関する補足である**令第80条の2第二号**に規定された「木造、組構造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造以外の建築物」とされています。

従って、構造耐力を規定している**法第20条第1項**の建築物の区分は、**同項第二号**本文中の構造種別、**令第36条の2**に示される組構造、補強コンクリートブロック造や併用構造及び国土交通大臣が指定する建築物（**平19国交告第593号**）のいずれにも該当しません。

上記より、高さ60m以下の免震建築物は、**法第20条第1項第二号**に該当することではなく、結果として**同項第三号又は第四号**に該当することになります。

が脱お地い何  
あ落よ震ないも  
りすびないた対  
ま衝と、策を  
すお撃の震し  
そで動

### 特定天井とは

吊り天井は

吊り天井とは、スラブの下に吊り下げた天井材を指します。

てれし令お  
いばない3答  
まらよ9え  
す。なうに  
い。しり  
と。さな  
脱れけ落

は安建  
あ全築  
り性基  
ま準  
せん法  
か。関  
。る  
規  
定  
の

危険ですね

あーっ

(注) 令39条3項および平成25年告示771号より

⑤質量が2kg/m<sup>2</sup>を超える

③高さが6mを超える

④面積が200m<sup>2</sup>を超える

①吊り天井である

②人が日常立ち入る場所

とす次は  
いるのい  
天井す  
をれに  
特定も  
天井該  
井当

「特定天井」とは、どのような天井でしょうか。

（注）認定が必要な場合は、認定を受ける必要があります。

「特定天井」とは、特定の方法で認定を受ける必要のある天井を指します。

### 編集後記

先日、伊勢神宮 内宮・外宮に行きました。森林に囲まれた参道、澄んでいる五十鈴川の風景に、心身共にリフレッシュすることができました。



宇治橋から眺めた五十鈴川



おかげ横丁 豚捨さんの 牛丼